

森岡地区拠点施設基本構想・基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 森岡地区拠点施設基本構想・基本計画の策定に当たり、意見を聴取するため、森岡地区拠点施設基本構想・基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 森岡地区拠点施設基本構想・基本計画の策定に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が依頼する。

- (1) まちづくり又は公共施設の再編に関して学識経験を有する者
- (2) 町の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による依頼の日から森岡地区拠点施設基本構想・基本計画が策定される日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

2 この要綱は、森岡地区拠点施設基本構想・基本計画の策定の日をもって、その効

力を失う。